

前橋市営墓地条例の改正について（議案第137号）

公園緑地課・公園管理事務所

1 改正の理由

- (1) 本市の市営墓地として嶺公園樹林墓地を設置し、当該施設の使用料を定める。
- (2) 嶺公園移転墓地に新たな区画を加え、当該区画の使用料及び管理料を定める。
- (3) 本市において設置管理している市営墓地を一つの条例で管理するため、条例の全部改正を行う。

2 主な内容

(1) 嶺公園樹林墓地の設置

ア 名称及び位置

名 称	位 置
嶺公園樹林墓地	前橋市嶺町1040番地

イ 使用料

区 分	埋蔵形態	使用期間	使用料
A型地	個別埋蔵 (1～2人用)	20年	230,000円
B型地	個別埋蔵 (3人用)	20年	350,000円
C型地	合同埋蔵	永年	50,000円
A型地(更新)	個別埋蔵 (1～2人用)	10年	50,000円
B型地(更新)	個別埋蔵 (3人用)	10年	80,000円

(2) 嶺公園移転墓地の新区画の使用料及び管理料

区 分	面 積	使用料	管理料(年額)
-----	-----	-----	---------

18号地	50.00㎡	3,750,000円	26,950円
19号地	2.30㎡	200,000円	1,510円

(3) 前橋市営墓地条例に基づき設置管理している亀泉霊園、嶺公園移転墓地及び込皆戸丸山霊園、前橋市嶺公園墓地条例に基づき設置管理している嶺公園墓地並びに(1)の嶺公園樹林墓地を、一つの条例で管理することとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 附則で廃止する条例

前橋市嶺公園墓地条例